

最大50万円補助します！

除却・建替えに係る費用の半額（最大50万円）を支援します！



補助金を活用して
老朽建築物を除却



※イメージ

事業の概要

★目的
密集市街地の大規模火災発生リスク解消

★実施事業
老朽建築物（※1）の除却または建替えに対し
補助金を交付する事業

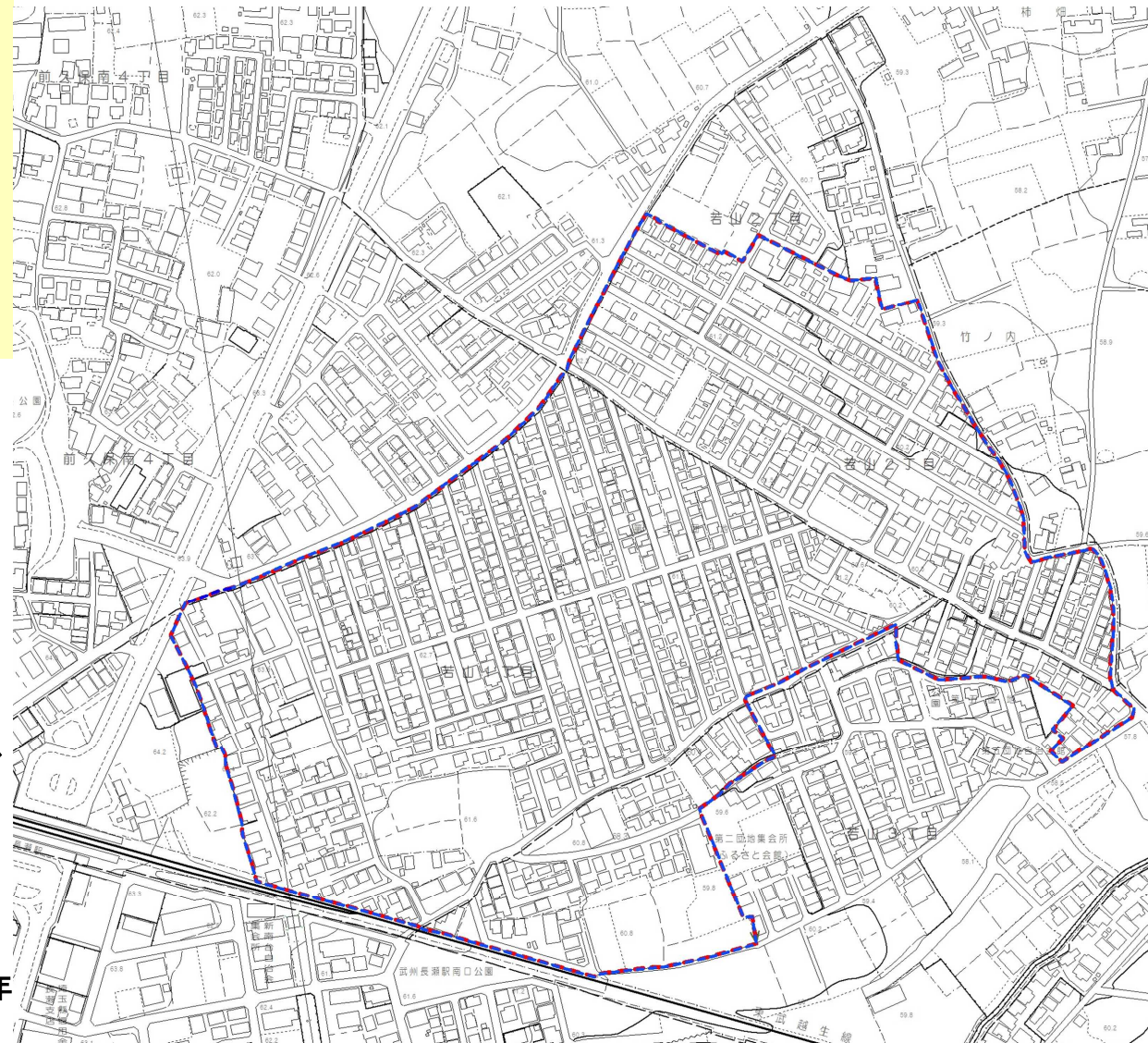
※1 老朽建築物

- ・昭和56年5月31日以前に建築された建築物
- ・耐用年数（※2）が過ぎた建築物

※2 構造別耐用年数

- ・木造22年・鉄骨造34年・鉄筋コンクリート造47年

- 事業期間：令和5年度から令和9年度
- 対象地域：第二団地（右図参照）
- 対象建築物：老朽建築物（上記※1参照）
- 交付対象者：建物の所有者、2親等以内の親族
- 交付金額：除却または建替え費用の半額
※最大50万円
- 交付条件：町内事業者による工事
※除却の場合
交付決定前に工事を着工しないこと
その他の補助金を受けていないこと
建替えの場合その他諸条件あり
- 受付期間：**令和6年4月1日～令和7年1月31日**
※令和6年度分の受付期間
- 受付方法：先着順
※年度途中で受付を締切の場合あり



対象地域（第二団地）

ご紹介だけ
でも大歓迎

お気軽に
ご相談を

先着順につき
早めに申請を

毛呂山町役場 まちづくり整備課 都市計画係
問合せ ☎ 049-295-2112（内線152）
✉ mati@town.moroyama.lg.jp